

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求上告事件
国側当事者・国

平成22年4月27日棄却・確定

(第一審・長崎地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年11月7日判決、本資料256号-304・順号10564)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年10月25日判決、本資料257号-194・順号10803)

決 定

上告人 甲
同訴訟代理人弁護士 丸山 隆寛
同訴訟復代理人弁護士 山内 良輝
被上告人 国
同代表者法務大臣 千葉 景子
同指定代理人 西川 英之

上記当事者間の福岡高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号所得税更正処分取消請求事件について、同裁判所が平成19年10月25日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもの又はその前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成22年4月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那須 弘平
裁判官 堀籠 幸男
裁判官 田原 睦夫
裁判官 近藤 崇晴